

平成30年 第2回定例会  
産業厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

平成30年第2回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 平成30年6月11日

招集場所 長与町議会議場（第2委員会室）

出席委員

委員長	西岡克之	副委員長	饗庭敦子
委員	安部都	委員	安藤克彦
委員	河野龍二	委員	吉岡清彦
委員	竹中悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 富永正彦

説明のため出席した者

住民福祉部長 松邨清茂

(こども政策課)

課長	村田ゆかり	課長補佐	北野靖之
主任	久保麻衣子	主任	神崎勇典

健康保険部長 中山庄治

(介護保険課)

課長	辻田正行	課長補佐	中村幸子
係長	島典明		

水道局長 濱伸二

(水道課)

課長	山口新吾	課長補佐	渡辺房子
----	------	------	------

(下水道課)

課長	山崎禎三	主事	藤野亮
----	------	----	-----

本日の委員会に付した案件

議案第 42号 長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 43号 長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 44号 長与町指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 45号 長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

開 会 9時28分

散 会 10時39分

**○委員長（西岡克之委員）**

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会いたします。平成30年第2回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第42号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

**○こども政策課長（村田ゆかり君）**

皆さんおはようございます。議案第42号議案につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。第6条第2項及び第3項につきましては、代替保育の提供及び確保について新たに定めるものでございます。また、第16条第2項につきましては、食事の提供に関しまして搬入施設の対象者を拡大するもので、附則第2条第2項につきましては、同じく食事の提供に関しまして、経過措置期間を5年から10年に延長するとともに、体制確保の努力義務を課すものでございます。附則では施行日を公布の日からとしております。以上でございます。よろしく願いいたします。

**○委員長（西岡克之委員）**

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑のある方は挙手をして行ってください。

河野委員。

**○委員（河野龍二委員）**

それでは新設された所の内容を改めてちょっと確認させていただきたいんですけども、これまでこの家庭的保育事業をする場合は保育所との連携が必要だと、これが条件だということで、ただ今回この新設された所は連携条件が緩和されてるというふうになんて見ると、これで見るとどういうふうになんて緩和されてるのかですね。例えば新設された2項1号の連携協力を行う間とのそれぞれの役割分担、責任の所在が明確化されていることと。非常に文章としては何か非常にあいまいな雰囲気なもので、2項についても業務の遂行に障害が生じないようにするために処置が講じられていることというふうになんて非常に文章としてはあいまいですけども、ここがどういう具体例があれば少し教えていただきたいというふうになんて思います。

**○委員長（西岡克之委員）**

村田課長。

**○こども政策課長（村田ゆかり君）**

家庭的保育事業を経営する場合、連携施設ということで保育園、幼稚園、認定こども園の連携施設を定めまして、そことの連携をなささいということになってるんですけども、今回の改正によりまして、保育園、幼稚園、認定こども園だけではなくて、同じ

く同列の、例えば小規模保育事業とか、そういった所にも連携協力を求めることができるってことが新たに定めるところになります。ですから同じ、同列の同じ小規模保育事業同士で連携をするというところで、役割分担ですとか、所在をあらかじめきちんと定めておきなさいというのが、今回の条例改正の内容になっております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

とすると、ここで役割分担や責任の所在が明確化という部分と、障害が生じないように処置が講じられているという部分というのは、一定こう、何でしょうね、何かをもって確認するようにちゃんとなっているものなのか、そこも再度お願いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

役割分担等につきましては、一定協定を結ぶことによってどちらがどういった内容の場合には責任を持つとか、そういったものをきちんと協定で定めるようにということが謳われております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

実際に町内でこの家庭的保育事業者っていうのが、現在のところ存在してるのかどうかというのを教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

現在、長与町では家庭的保育事業の認可してる所は1か所もございません。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今現在、無いということですがけれども、この改正をすることによってさっき言われた連携とか何かちょっと詳しくは分からないんですけども、それで緩和されて増えるであろうっていうようなことはあるんでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

現時点では、長与町におきましては申請をされるような動きのある事業者はございません。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今回の改正に直接はちょっと関係ないんですけども、ちょっと理解を深めるために小規模保育事業のA、B、Cってありますよね。その違いみたいなのがちょっと明確に理解できてないので、それを教えていただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

A型につきましては、通常、保育所の認可というのは定員が20名以上というふうになってるんですけども、A型については6名から19名ということで、保育所よりも小さな規模でされていらっしゃった所が移行をするような内容になっております。あとC型っていうのがグループ保育ってことで、5人、5人、5人とかで小規模にやった所がまとまってするのが、だいたいC型に移行するであろうと想定されてて、B型っていうのが、AでもないCでもないっていう保育園もあるだろうということで、3つの条例の制定がされる時には、A型とC型は想定を一定されたもの、A型、C型以外にも想定ができるものとしてB型っていうのが3種類ということになってるというふうに書いてございます。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

次、そしたら食事の提供の特例の所なんですけども、これも事業を開設する上で少し緩和をするというふうな形の捉え方だと思うんですが、15条で見ると食事を提供しなければならないと。そこ事業所内等で調理する方法という形で、だから今までは家庭的保育事業するものは、その事業所内で園児幼児に食事を提供しなければならないというふうになってるんですが、その緩和をされて搬入業者を広げるというふうな幅で、ここもですから何か基準があって、その基準に基づいたそういう食事を提供する搬入業者というのが、どういう基準に基づいて定められているのか、そこが分かれば少し教えていただきたいと思いますけども。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

給食に関しましては、自園調理が基本ではあるんですけども、給食の外部搬入を一部元々認めていた所がありまして、当初は連携施設若しくは同一法人に限定をしておりました。今回の改正によりまして、例えば他の保育園等が調理業務を委託している調理業者ですとか、一定実績のある所も外部搬入を認めるということで緩和をされているよ

うな状況です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そうすると、通常今の保育園だとか、幼稚園に対応している事業所は、ここでもできると。新しく食事提供する事業者ちゅうのはなかなか入りづらいと言いますか、その基準を満たしてないというような形で提供はできるとすることはできないというふうなところなんですか。そこに限っているわけでもないわけですよね。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

他保育園等から調理業務を委託をされていて、適切になおかつ応じることができる事業所についてはOKというふうに書いてございますので、調理業務を他保育園と今既に認可をされてる保育園等から外部搬入の委託を受けている所が対象というふうに考えております。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

先程から長与町内には対象は無いということで、確かこれ前回も何か出たような気がしたとばってん。結局、この条例を制定するという事は、町内にそういうこの1つの対象事業所とかいろんな対象が出てあるから1つの条例を作っていくと思うけども、そういうのが無くても町としては、上部からの1つの指令が出てくるから作らなきゃならないということで、長与町でもこの条例を制定するという事でなってるわけですかね、これは。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

児童福祉法の中でこの家庭的保育事業の基準条例につきましては制定をすることっていうことが謳われておりますので、長与町の方でも基準条例を定めているところです。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

あと最後に、私の質問の最後に、経過処置の5年を10年に延長するというふうな部分が説明がありました。子ども子育て3法ができた当初、この条例を作る当初はなんかやっぱり全てが5年以内に設備を整えるっていうのが、1つの条件じゃなかったかなっていうふうに思うんですよね。それがこの今回の改正でそれを10年間先延ばしますって

いうふうな、ちょっとそういう捉え方になってしまうんですけども。そうではないというふうな捉えて良いものなのか。例えば施設の設備についても5年間の経過処置があつて、5年の間にいろんな設備を法令に基づく設備を整えなさいというふうな緩和があつたと思うんですけども、それを10年間まで延長しますよつていうのは、ちょっとこうなんでしょうね。基準に満たさないところでも、まだ、経過処置を与えますよつていうふうな形になってしまうと、利用する側としては、5年以内に設備をちゃんと整えられると思つてたのが、また、その先延ばしになるということでは、ちょっとこう不安感があるんですけども、そういう捉え方では無いのかなと、ちょっと説明をしていただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

長崎県内では、非常に家庭的保育事業というのは少なく、長与町も1つも無いところなんですけど、全国的には特にやっぱり待機児童が非常に出ている所につきまちは、この家庭的保育事業つていうのが非常に設置が進んでいるような状況になってます。本来は施設を、設備をきちんと整えた上で認可の申請をするつていうのが本来のルールではあると思うんですけども、今のこの待機児童の解消というところを先にやっつてしまおうということで、一定5年の経過措置をつけた上でこの事業の認可をすることには、スタートはそちらそういうふうになってはいるんですけども、実際に手を挙げて事業を開始された所も今27年から3年ほど経過をしましたけれども、実際に7、8割ぐらしかまだ、整備がきちんと整えてないのが実情のような、全国の様子を見ると非常にこの5年では厳しいというところで、こういった改正もなされてきたつていうのが背景にはあるようございます。一応5年を10年ということでしたしはしますけれども、努力義務ということで、確保をきちんとやりなさいということでの改正だつていうふうに考えております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

先程、食事の事業者の受託の所なんですけども、今、子供たちの結構アレルギー、食物のアレルギーでショックで亡くなつたりとかする子たちもいらつしゃるんですけど、ここでは家庭的保育の事業のところのアレルギー、3号の所でアレルギーとかアトピーとかの配慮の必要なところの栄養はできる。認める者というところで、そういった専門的な職種、栄養士、調理師、専門性が持つたその子の対応、病状の子たちに対応できるような人たちもいらつしゃるところというところで、理解してよろしいんですかね。

○委員長（西岡克之委員）

課長。



○こども政策課長（村田ゆかり君）

中にはアレルギーとか、アトピーとかいろんなものを持つてる子どもっていうのもこの家庭的保育事業の中にも参入をしてきますので、保育所等と同じようにそういったアレルギーに対応した調理ができるような所しか今のところですね、そういう所が適切な対応ができる事業所ということで認定がされてるといような状況です。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑が無ければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第43号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

それでは議案第43号につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

第10条第3項第4号は資格を有する者の対象を明確化するもので、第10号は放課後児童支援員の資格要件の拡大を行うものでございます。附則では施行日を公布の日からとしております。以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（西岡克之委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑のある方は、どうぞ。

安部委員。

○委員（安部都委員）

これまでの現行での学校教育法の規定によって、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者というふうになってたのが、今回は教育職員の免許法というところで変更改正がされたわけですけども、そのところの何か違いついていうか、はっきり分かるもの、どういうふうにかこのように変わったのか、その

ちょっと内容を教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

教職員の資格を有する者ということで、今、学校の先生方は更新っていう作業をされないといけないと思うんですけども、放課後児童クラブにつきましては更新をされていなくても、資格を有する者であれば対象ということが以前と条例の内容的には変わっていないんですけども、ここを明確化するということが今回条例改正がなされているところです。

○委員長（西岡克之委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今のところですか。確認しますけれども。ということは、資格を有する者と今度、免許状を有する者っていうのは失効してても、いわゆる免許更新をしてなくて、失効してても免許状を取ったということであれば大丈夫という、それを明確に定めたという捉え方で良いんですか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

そのとおりでございます。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

その次の5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたものとなっておりますけれども、適当っていうところがどんなふうなところを予想じゃないですけど、どんなふうなことをされてるのか。5年以上っていう方が長与町でも多いかなというふうに理解してるんですけど、その方がどこをもって判断するのかなっていうのを伺います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

これまでは実質、高校卒業以上の方が支援員の対象ということだったんですけども、今回の改正によりまして、中卒の方でも5年以上の経験を有することによって、支援員の資格を持つことができるようになっております。中学生以上が対象になったというところで拡大になっております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

拡大されたということで理解したいと思うんですけども、これがあるということは、今いらっしゃる支援員が今後は町長が適当、適当でないというふうな形で分けられるものなのか、どんなふうな運営になるのか教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

放課後児童クラブにつきましては町立がございませんで、ほとんどみんな法人あるいは保護者会運営になっております。長与町では一応基準条例としては中卒以上で5年以上の方を対象ということで、あとはもう採用の部分につきましては各自、学童の運用される方が適当であると認めた方について、長与町の方でこの方はだめですよってということはもう一切するつもりはございません。資格をちゃんと持ってさえいれば、長与町の方では適正な方ということで判断をしたいと思っております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

最後、確認なんですけれども、今、町から直接のところは無いということですので、法人が5年以上の資格を持ってこの人が適任と認めると、その人が支援員になれるということに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

一応これらの条件を持っていてなおかつ県が指定する研修会を受講して認定を受けた者が支援員になることができるということですので、そのように取扱いをしたいというふうに思っております。

○委員長（西岡克之委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

この条例については、もうある程度分かりました。実際にその町内で支援員以外で、法人については心配ないんですけども、保護者会の運営母体が保護者会のところでは、この支援員に満たない方、資格に満たない方をいわゆる雇用というか、採用されてるケースというのは実際はあるのでしょうか。それとまた、それに満たない場合は補助金の対象外になるのか。対象になるのか、対象外になるのか、そこをお尋ねします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

1つの学童に対しまして支援員が2人以上となっております。ただ1人が支援員でそれ以外は補助員でもOKというふうになっております。ですから必ず学童クラブには支援員、きちんと認定研修を受けた方がお1人はどこの学童にも存在します。それ以外は補助員という形で複数の方がいらっしやいまして、その方たちも補助の対象となっております。

○委員長（西岡克之委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

確認ですけれども、この5年以上従事した者っていうのは、いわゆる補助員として従事したというのも当然、経歴に含まれてくるというふうな理解で良いんでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

補助員として5年以上勤務をされた方は、あと認定研修を受ければ支援員になることが可能となってまいります。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で10時10分まで休憩をいたします。

（休憩 9時58分～10時7分）

○委員長（西岡克之委員）

議案第44号長与町地域指定密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

辻田課長。

**○介護保険課長（辻田正行君）**

議案第44号長与町指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を若干補足して御説明させていただきます。在宅医療介護連携を進める上で、看護小規模多機能型居宅介護につきましては、在宅生活の継続を希望する人にとっては必要なサービスであります。事業所数が増えないなどの課題も多く、社会保障審議会介護給付費分科会の審議報告では「現行、看護小規模多機能型居宅介護の指定を受けるためには法人であることが必要だが、医療法の許可を受けて診療所を開設しているものも認めることとする」と要件が緩和された審議報告がなされ、これを受けまして介護保険法施行規則第131条の10の2の厚生労働省で定める基準が改正されております。本条例は、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が平成30年4月1日より施行されたことにより、所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、第3条の指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格について、これまでの法人に加え、看護小規模多機能型居宅介護に関わる指定の申請に限り「病床を有する診療所を開設している者」を新たに追加しました。また、町独自の条文として、平成24年に制定された長与町暴力団排除条例を遵守し、ただし書きを加えております。なお、附則につきましては、本条例の施行期日を公布の日からとしております。以上が主な内容でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

**○委員長（西岡克之委員）**

今、説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

安部委員。

**○委員（安部都委員）**

この法案ができた時に各地域、自治体でのこの地域密着型サービスの条例改正になるかと思うんですが、これまではこういった内容的なものは無かったわけですので、今後、この病床を有する診療所が開設してる者を入れるに当たって、本町内ではどれくらいの介護施設を受け入れが可能となるのか、その辺りはいかがでしょうか。

**○委員長（西岡克之委員）**

課長。

**○介護保険課長（辻田正行君）**

今回、施行規則の改正で看護小規模多機能型居宅介護の介護施設ということで、事業所につきましては緩和という形でされたんですけども、現在、町内の地域密着型事業所で法人以外の事業所というのが想定されていないという状況で、町内の診療所につきまして両方の許可を受けてる診療所でこれに該当する部分については、町内では事業所的にございません。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

この、ただし、役員等の暴力団排除条例というのが明記されてるけども、他にもこういう文言が入った条例あるんですか。これだけなのか、ちょっとずっとひょっとこう見てからここだけこれが強調されてるみたいだけれども、何か条例法、その他いろんな町内の条例でこういう文言が入った条例は全てあるんですか、これだけなんですか、ちょっとそこんところの確認をお願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

介護の許認可に係る基準ということで、今回この部分だけが暴力団関係排除条例の関係を示されておらずに、先の3月議会で条例制定をお願いした部分については、この条例を設けております。この部分だけが介護では抜けてたということで、この法文の内容につきましては町内で共通して表示するというで意思統一がなされております。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

他の福祉関係とか、介護関係だけじゃなくて、他の条例でもこの条文は全て入ってるということで捉えて良いわけですか、ちょっとそこんところ再度お願いします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

この条例を審議するに当たり、法令審議会というのを庁舎内で設けているんですけども、その中で、他の課の状況についてはちょっと私も理解不足で申し訳ないんですけども、認識してないんですけども、その場で今後こういった暴力団が表記されていない条例につきましては、将来的に遵守するような方向で条例を設けるという説明がその場ではございました。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

先程ちょっと説明があった、この事業をするに当たっては町内では該当する所が無いというふうな説明だったと思うんですけども、改めてちょっとお伺いしたいんですけども、これまではこの事業所を行う場合は法人であることが前提だったということで、それで説明の中ではなかなか対応するというか、そういう受け入れる事業所が少なく、その受け入れる事業所を増やすために今度は病床を有する診療所を開設しているもの

もできるというふうに、この看護多機能型居宅介護についてはできるというふうになってるということで。そうすると、私もこれ見て思ったんですけども、通常、医療事業者ってというのは法人化するのかなっていうふうに思うんですね。法人でない病床を有する診療所ってというのが非常に稀なのかなというふうに思うんですけども、そもそもその病床を有する診療所というのが法人でないってというのは、もう長与町の医療従事者には無いというふうな説明だったんですか、先程のは。そういう形で捉えてよろしいんでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

ここで条例改正に想定されている診療所については、当町については該当する診療所は無いということで考えております。

○委員長（西岡克之委員）

ちょっと休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会を再開いたします。

他に質疑のある方いらっしゃいませんか。

質疑はありませんね。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第44号長与町指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

それでは休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

議案第45号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

濱水道局長。

○水道局長（濱伸二君）

おはようございます。それでは水道局所管、議案第45号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、水道課長、下水道課長以下、関係職員により御説明いたしますので、御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

山口水道課長。

○水道課長（山口新吾君）

おはようございます。それでは議案第45号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明をいたします。この条例につきましては昭和43年に施行されまして数回の改正を重ね現在に至っておりますが、本条例第8条につきましては議会の議決を要する負担付きの寄附または贈与の受領等について規定をしております。その中で、損害賠償の額につきましても規定をしております。地方自治法第96条第1項第13号におきましては、議会が議決を行う事件といたしまして、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることにつきまして、議会の議決が必要とされておりますが、地方公営企業法第40条第2項の地方自治法の適用除外の規定によりまして、条例で定めるものを除き適用除外とされております。このような法律の規定の中、本来議決事項ではないものの重要な事案につきましては、住民の代表である議会の意思を反映させることが適当であるとの判断から本町におきましては、長与町水道事業の設置等に関する条例において、議会の議決を要する事項といたしまして、損害賠償の額について規定をしております。今回、本町及び他自治体の賠償実績等及び前回の議会で制定をされました町長の専決処分に関する条例との調整を行うため、損害賠償の額の変更及び趣旨の変更の無い字句の修正を行うものでございます。内容につきましては、第8条の見出しを含みますが、第8条中「負担付き」の「附」の部分ですけれども、こざとへん付きの「附」をこざとへん抜き「付」に、「金額が10万円以上の」部分を、「金額が100万円を超える」と改めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行すると規定をするものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

今説明が終わりました。質疑のある方はどうぞ。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

それではこの10万円から100万円を超えるものとした100万円と決めた根拠を教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

山口課長。



○水道課長（山口新吾君）

実際100万円とした根拠ですけれども、全国の賠償事例等も見ますと、自治体の規模等も違いますのでばらばらでございますけれども、実際、先般の3月議会で上程をされました町長部局の専決条例、それを1つの指針といたしまして100万円というのがございます。やはり損害賠償につきましては第三者に損害を与えたということで、損害賠償額の迅速な支払い、それにつきましては一般部局の方と整合性を持たせておいた方が町民に対するその支払いの期間とか、そういうものにつきましても一定の標準化ができるのではないかなということが1つの大きな要因でございます、1番の要因といたしましては町長部局とも調整を行って、100万ということで今回上程させていただきました。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

それでは、今までは10万円以上だったんですけれども、この10万円以上のものが年間には何件ぐらい発生するのかお伺いします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

水道課の実績を言いますと、過去10年間で10万円以上というものは水道課では発生はしておりません。10万円以下の分については2件ほど発生をしております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

山崎課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

下水道課の件でございますが、過去10年間、10万円以下についてはあっております。しかしながら10万円以上の案件につきまして、平成27年度1件ございます。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今の現状をお伺いすると別段金額を変えなくても良いのかなというふうに考えるとございまして、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

山口課長。

○水道課長（山口新吾君）

実際の議会の権限を縮小するような方向に行くということで変える必要は無いと言わ

れば、それも1つの考えですけれども、実際1番の要因につきましては先程説明したように、やはり10万円以上の賠償をするケースが出た場合、一般部局では100万円まで、水道局では10万円までということで、ちょっと乖離があった場合、やはりそういった支払いの期間、スピード、そういったものを考慮しますとやはり合わせておいた方が町民に対しまして平等になるのではないかなということで、それではひいて言えば住民サービスの平等化になるのではないかなという考えの下、水道局でも研究をした結果、100万円ということで今回、上程をさせていただいております。以上です。

**○委員長（西岡克之委員）**

吉岡委員。

**○委員（吉岡清彦委員）**

訂正の、負担付きのこれが変わったとか、あるいは以上、10万円以上、100万円を超えるものと言う具合に言葉がちょっと変わってきてるわけですが、町内でそういう全体的にこういう「以上」を「超えるもの」にするとか、そういうことでわざわざこの「以上」を今度は「超えるもの」になってるわけですから、そういう方向に庁舎内で条例の言葉というのが今なりつつあるわけですか、統一してきつつあるわけですか。ちょっとそこんところお願いします。「以上」から「超えるもの」に言葉が変わって来ますよね。だから、他の条例なんかにもこれに合わせていこうとなってるから、これぐらいに「以上」をわざわざ「超えるもの」に変えたわけだからここだけなのか、庁舎全体でこういうことになりつつあるのか、ちょっと審議会の段階でそういうのが出たからそこんところお願いします。

**○委員長（西岡克之委員）**

山口課長。

**○水道課長（山口新吾君）**

今回、「10万以上」という文言を「100万円を超える」というふうな表現させていただきました。これにつきましては、町長部局の専決条例におきまして、専決条例につきましては議会の権限を縮小するような条例でございます。あと水道局の上位法としましては、地方公営企業法ということで、本来議決が無いものを議会の議決についてお願いをするということで、一般部局の方が考え方が「100万円以下のもの」というふうな表現をしております。ということで、100万円を含めまして損害賠償の額の部分につきましては、専決条例にして規定をするということでございますので、そこを考慮いたしまして100万円までは議会の議決にかけないようなことを考えますと、どうしても「100万円を超える」というふうな表現が妥当かなということで、今回「100万を超える」というふうな表現にさせていただいております。以上です。

**○委員長（西岡克之委員）**

河野委員。

**○委員（河野龍二委員）**

昭和43年にこの条例が制定されたということで、当時のことがちょっと理解されているのか、ちょっとどうかよく分からないんですけども、そもそも、いわゆる賠償額の部分は議会の議決事項だったわけですね。その前、改正前、現行は10万円以上であれば議会の議決が必要だというふうにしてたわけですよ。他の課というか、他の部署っていうのはその金額の規定も無かったわけですよ、全てが議会の議決事項、損害賠償、水道事業に係る公営企業だけこの「10万円以上」というふうな規定があったのがなぜなのかなってちょっと不思議に思ったんですけども、そこが参考まで分かれば教えてくださいたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

山口課長。

○水道課長（山口新吾君）

実は議員がおっしゃるとおり、なぜ水道局だけ当初から10万円、議会の議決事項についてということをやちょっと調べたんですけども、実は内容についてははっきりしたことが分からなかったんですけども、実際、損害賠償ということは水道局におきましては公営企業という側面もあることから、そういった損害賠償については第三者に損害を与えた事案ということで、ある程度きちんと議会の方に説明をする、少額を除いて説明をしなければいけないだろうという当時の判断だったというふうに思うんですけども、その少額という額が10万円だったのではないかなということ判断をしております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

さっき27年度に下水道の方で1件あったと言ったですね、これについてはちょっと実例があれば参考までに、どういうふうなあれだったか教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

山崎課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

こちらにつきまして、詳細についてを御説明いたしたいと思います。平成28年1月20日夕方なんですけど、マンホールの蓋が開いていた状況がございます。そちらに走行中の車がタイヤを落として車両の損傷というふうなことで、それに対しての損害賠償という形で処理をさせていただいております。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑ありませんか。無ければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

議案第45号について、賛成の立場で討論いたします。

私は前の議会で専決処分の条例そのものに反対をいたしました。その反対理由は訴えの提起等々の問題で反対をしたわけで、今回、議会の議決を要する内容での条例改正でありますけども、ここにおいては損害賠償を迅速に解決するというふうな意味での内容でありますし、おおよそ保険で対応できる部分だというふうに判断しておりますので、本条例については確かに議会の議決が少し、議会の議決が必要なくなるという部分では多少問題があるかもしれませんが、この内容については同意したいということで賛成の討論といたします。

○委員長（西岡克之委員）

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

これで討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

以上で本日の議案は全て終わりました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

（散会 10時39分）